# 総務政策委員会会議録

## 招 集

令和2年12月11日(金)午前10時 議場

## 出席委員(9名)

(委員長) 奥 岩 浩 基 (副委員長) 又 野 史 朗

安達卓是稲田清田村謙介戸田隆次

西川章三 安田 篤 渡辺穣爾

#### 欠席委員(O名)

# 説明のため出席した者

伊澤副市長

#### 【総務部】辻部長

永瀬防災安全監

[秘書広報課] 角課長

「総務管財課」瀬尻課長 伊藤課長補佐兼情報公開担当課長補佐

[防災安全課] 三木課長 藤谷主査兼危機管理室長 田渕危機管理室主任

[調 査 課] 塚田課長

[職 員 課] 矢野課長 楠人事担当課長補佐

[財 政 課] 下関次長兼課長 大塚総括主計員 小梅川係長

「契約檢查課」石田課長

【選挙管理委員会事務局】足立局長

#### 【総合政策部】八幡部長

[総合政策課] 長谷川課長 松本広域行政推進室長

「都市創造課」相野課長 植田都市計画担当課長補佐 石原都市計画担当係長

【淀江振興本部】橋井本部長兼淀江支所長

[淀江振興課] 山浦課長

## 【参考人】

陳情第71号

提出団体 沖縄と連帯するとっとりの会 事務局長 平良忠弘 氏

陳情第72号及び陳情第76号

提出者 足羽佑太 氏

#### 出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 佐藤議事調査担当係長

## 傍聴者

石橋議員 今城議員 岩﨑議員 遠藤議員 岡村議員 門脇議員 国頭議員

土光議員 前原議員 三鴨議員 矢田貝議員

報道関係者1人 一般3人

#### 審査事件及び結果

議案第101号 鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について[原案可決] 議案第102号 米子市伯耆古代の丘公園及び上淀白鳳の丘展示館の指定管理者の指定 について [原案可決]

議案第103号 米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定について [原案可決]

議案第104号 米子市淀江農林産物直売施設の指定管理者の指定について

[原案可決]

陳情第 71 号 全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位 協定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出に ついての陳情

陳情第 72 号 情報公開請求に関する開示方法について (陳情) [不採択]

陳情第 73 号 日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める意見書の提出 について(陳情) [不採択]

陳情第 76 号 米子市の公聴制度について(陳情)

[不採択]

## 報告案件

- ・防災ラジオ事業の開始について [総務部]
- ・令和2年度防災訓練等の実施結果について [総務部]
- ・米子市の市街化調整区域における地区計画の運用基準の一部改正について 「総合政策部]

## 午後1時00分 開会

○奥岩委員長 ただいまより総務政策委員会を開会いたします。

本日は、9日の本会議で当委員会に付託されました議案4件及び陳情4件について、審査いたします。

初めに、陳情の審査から行います。

陳情第71号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協 定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情を議題とい たします。

参考人として、本陳情の提出団体から平良忠弘様にお越しいただいております。

それでは平良様、御説明をいただきたいと思います。説明は分かりやすく簡潔にお願いいたします。

**〇平良氏(参考人)** 沖縄と連帯するとっとりの会の平良忠弘と申します。本日は私どもの陳情に関わって、こうした陳述の場を設けていただいたことにまず感謝したいと思います。ありがとうございます。

私どもの会は、2017年の5月、県内の研究者、弁護士、宗教者、あるいは地方議員など、各界47名の呼びかけで結成をしました。会の大きな目的の一つは、沖縄で起こっていることの真実を広く知らせていくことにあります。その一環として、このたびの陳情に伴い、沖縄県が発行しました沖縄から伝えたい基地の話Q&A、そして他国地位協定調査報告書欧州編の2冊の冊子をそれぞれ議員の皆さんに届けさせていただいています。陳情の事項について理解を深め合う一助になることを願っています。以下、陳述に関わる意見を申し述べます。

陳情事項及び陳情理由は、提出した陳情書のとおりであります。私は、その陳情の理由 を3つの面から補足、補強したいと思っています。

第1は、全国知事会提言の持つ意義です。提言の全文は、陳情の資料として添付いたしました。そこに示された知事会の提言一つ一つは、基地に起因する様々な被害に苦しむ人々の切実な願いが込められています。この提言は地域住民の命と暮らしを守ることに責任を持つ知事としての強い責任感に貫かれていると思います。基地があるゆえの住民の苦難の軽減は、日米地位協定の見直し以外にないことを47人の知事は声を1つにしたのです。どうかその声に皆さんも声をそろえてください。知事会と県市町村議会が力を合わせたら国の政治を動かすことができます。そういった意味でも、国に対する知事会の提言は、我が国の地方自治の真のありようをも示しているのではないでしょうか。

第2は、新型コロナ禍での日米地位協定見直しの緊急性です。沖縄県は11月30日、沖縄の米軍関係で新たに72人の感染が確認されたと発表しました。沖縄県内の米軍関係では1日当たりで最も多い数です。感染者は累計564人になっています。また、全国の米軍基地でも11月以降感染拡大が顕著になっています。11月4日には、いずれも1桁台でありましたが、20日には横田基地が42人、岩国基地が23人、横須賀基地が17人と拡大しています。これらの感染経路や基地の外との接触状況、基地内での隔離の状況などは明らかではありません。その上、横須賀では原子力空母ロナルド・レーガンの定期整備に600人の作業員の来日が予定されています。日本には出入国のチェックや検疫の権限などない中で、地域住民の不安は増すばかりです。この点からも日米地位協定の改定は、緊急の課題となっていると思います。

第3は、国家としての主権の回復の問題です。これまで述べてきました基地被害の軽減の問題、米国軍人・軍属の出入国管理と検疫実施など、諸外国では自国の法律が適用されています。このことは沖縄県が行った他国調査報告書に、ドイツ、イタリア、イギリス、ベルギーでの実態が報告されています。報告書の26ページ、27ページにこの5か国と日本を含めて比較表があります。陳情書にも添付しており、お手元に配付されていると思います。ぜひ御参照ください。ちなみに、お隣の韓国の事例を申しますと、韓国にも米軍基地があり、米韓の地位協定が結ばれていますが、米軍人・軍属の事件、事故などの処理が韓国の国内法が適用されています。コロナの基地内での感染も逐次韓国側に報告されます。韓米地位協定は幾度も改定され、韓国の主権が強化されました。自国民の命と権利を守る上での国家主権の行使は、国際的な基準です。不平等のまま60年間も変えられなかった日米地位協定は、今こそ見直す時ではないでしょうか。

以上3つの観点から、陳情理由の補足を行いました。最後に申し添えさせていただきます。沖縄県の故翁長雄志知事は、自民党沖縄県連の責任者として、那覇市長から沖縄県知事になり、在任中に急逝されました。在任3年8か月の知事でした。その翁長知事の問題提起から始まって実現した全国知事会の提言は、日米地位協定の改定が、基地所在地の実態住民のみならず、全国民の問題であることを強く示しています。国政の場では、与党の公明党も2018年に5項目にわたる日米地位協定の改定を政府に申し入れました。こうした事実からも地位協定の見直しが、現実的で差し迫った課題であることを示しているのではないでしょうか。この点からも議員の皆さんの真剣な御論議とその上で私どもの陳情が採択されることを切に願って意見といたします。ありがとうございました。

**〇奥岩委員長** 説明は終わりました。委員の皆様から平良様に対して御質問がございましたらお願いします。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 別にないようですので、次に、本陳情の賛同議員であります岡村議員及び 土光議員に説明を求めます。申し合わせ事項により、賛同理由のみ簡潔に説明をお願いい たします。

初めに、岡村議員。

- ○岡村賛同議員 陳情第71号について、賛同理由を簡潔に述べさせていただきます。日 米地位協定は、NATOでの米軍基地がある欧州諸国と米軍との協定に比べて格段に従属 的なものとなっています。米兵犯罪の取扱い、基地外での米軍機墜落に際しての調査権、 米軍の低空飛行訓練など、本当にわがままぶりを米軍は日本国土で行っていると。こういったことについて、やはり地位協定の見直しが必要だと、これが第1点です。そして、今 回のコロナ感染問題をめぐっても米軍人の出入りを検疫する権限がないなど、国民、住民 の安全を確保する上で大きな障害となっています。そうした点で、ぜひとも地位協定を改 定して、国民の安全を図っていくべきだとこういうふうに考えます。以上です。
- 〇奥岩委員長 次に、土光議員。
- ○土光賛同議員 賛同理由を述べます。この日米地位協定に関しての問題は、先ほど陳述もありましたし、資料で十分よく分かると思います。その上に今回コロナ禍ということで米軍の出入国の点でさらにそれが顕在化したということが言えると思います。これを一つ一見ていくと、本当に日本は独立国家なのだろうかと思うこともあるほどです。今回のこの陳情は、国に対して意見書を上げてくださいということで、もちろんこの地位協定の改定云々は国が行うことですが、やはり地方議会として私たちの思いをきちっと伝えるというのが、この意見書、地方自治法に定められた意見書ということですので、そういった制度を利用して私たちの思いを国に伝える。そうすることによって国の政策も私たちの望むように変わるのではないというふうに思っています。それが賛同理由です。
- ○奥岩委員長 賛同議員による説明は終わりました。それでは質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

- ○奥岩委員長 別にないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。 戸田委員からお願いします。
- **○戸田委員** まずもって基地が設置されておる県民の方々には、おわびと感謝を申し上げたいと思います。また、沖縄には約70%のそういう施設があるということでほんとに心苦しい面があるところでございますが、この陳情に当たっていろいろと多角的に検討してみました。今の日米地位協定というのは、日米安全保障条約と一体的な考え方であろうと私は推測しております。そういうふうな中で、我が国は海洋国家でございますので、今の日米安全保障条約は不可欠であろうというふうに私自身は理解しております。そういう中で日米地位協定の見直しというふうな内容がございましたけれども、やはりこれは国家間の、ある程度の水面下でいろいろと多角的に検討しておられるだろうというふうに私は推測いたしております。そういうふうな観点から、私は今の陳情については採択しないというふうに意見を申したいというふうに思います。以上です。

〇奥岩委員長 次に、田村委員。

○田村委員 私もこれについては、採択しないと主張したいと思います。先ほど戸田委員からもありましたが、やはり日米安全保障条約というものと日米地位協定は、これは今の安全保障の中ではもう揺るがしようのない大事なものだということがあります。もちろん、沖縄県であるとか、犠牲を強いられている地域の皆様には大変申し訳ないという気持ちはもちろんあるのでありますが、やはり昨今の中国の海洋進出であるとか、そういうことを鑑みましても、やはり日米が共同で対峙していくというこの体制というのは維持しすべきであろうと。もちろん、コロナ禍における入国管理であるとか、そういったものについて、対策をしっかり求めるということと併せて、例えば犯罪が発生した際のもの、これも国の法では日本に委譲しつつあるというふうな回答もあるようでございます。こういった推移を見ておりましても、やはり今回の陳情については、採択できないという私の判断であります。以上です。

〇奥岩委員長 次に、稲田委員。

○稲田委員 私も不採択の立場でございます。国の専権事項でもございますこの国防、防衛に関することでございますので、これを精査して、つぶさに検証ということはおかしいですかね、調べていくという権能が、少なくともこの米子市議会にどこまで求められているかというのは、甚だこうだという部分が言えないです。そのような状態の陳情を国に意見書として上げるというのは私ははばかられるものですから、これは不採択と考えます。以上です。

〇奥岩委員長 次に、安達委員。

**〇安達委員** この陳情の中身、それから先ほどの陳述を聞いていまして、なかなか沖縄の 知事から発せられた提言を全国でも取り上げてきたというところの経過は分かります。確 かに、項目にありますように、全国の基地の機能の中で、沖縄に8割近く、一時は8割を 超えていたとか言われたときもありますが、7割近くの機能が集中している。その集中し ている地位協定の中では、全国分散するかとか縮小とかという大きな論議があると思いま す。そういったところで知事会も今まで以上のこの関係性を取り込まなきゃいけないんじ やないかという提言が今、具体化しようとしているのかなと思います。それと先ほど、陳 述の中にありましたように、全国の地方議会でもそれぞれ声を上げて来られてきたという のも分かりますが、県の情報を取り込んだところでは、今までの地位協定の見直しの全国 知事会の動きが県の情報に載っていまして、平成28年から今年の11月までのいわゆる 基地負担に係る提言が上げてありました。その中で県のいわゆる態度、取組というところ があったんですが、防衛は先ほど他の委員も言われましたが、防衛そのものは国の専権事 項であり、県としても引き続き国の動向を注視していきたいという取組が上げてありまし た。したがいまして、私たち会派もいろいろ議論してきた中で、このことについては、コ ロナ禍のところもあって検疫の立入りができないところも含めていろいろ議論をした結果、 採択しない。不採択の構えでということで議論してきておりますので、以上報告させても らいます。

〇奥岩委員長 次に、西川委員。

**〇西川委員** この日米地位協定ですけども、私は昔、東京にいた頃、この米軍関係の軍人 さんらがどのような考えであったのかというのを多く見てきました。つまり、この日米地 位協定というのは、米軍の人が思っているのは、まだ戦勝国、日本はまだ敗戦国、この2つのものの考え方でやっていました。ですから、この日米地位協定もまだまだ戦勝国という発想が抜け切れていないなと。つまり、ヨーロッパや韓国などと違い日本に対しては、戦勝国扱いで、常に全てのこの協定についてやっているということで、私はこの件につきましては、とりわけこのコロナの問題ですので、採択ということでお願いします。

- 〇奥岩委員長 次に、又野委員。
- ○又野委員 私は採択を主張いたします。理由といたしましては、先ほどから話がありましたので簡単に主張したいと思いますけれども、2018年に全国知事会が日米地位協定の抜本的な改定を求める提言を全会一致で採択して国に提出したわけですけれども、いまだに抜本的な改定がなされていないということ。そして、日米地位協定の下では日本領土内であるにもかかわらず、米軍基地内とか、米軍人には日本の法令が適用されておらず、このコロナ禍の下でさらに、先ほどもありましたけれども、周辺住民の皆さんの不安が募っているということ。それと諸外国では他国の軍隊に対しても国内法の適用がされていると、先ほどもこれは話がありましたけれどもそういう点。これらを考えますとやはり、日米地位協定というのは抜本的に改定する必要があると考えます。今、沖縄などの地方自治体が負担を強いられているということを考えれば、同じ地方自治体として全国知事会の提言を後押しする必要があると考えますので、採択を主張いたします。以上です。
- 〇奥岩委員長 次に、安田委員。
- **○安田委員** 新型コロナウイルス禍における日米地位協定の抜本的改定という表題になっておりますけれども、中身を見ますと、提言は米軍への国内法の原則適用、自治体職員の事件、事故等の現場の迅速の立入り保障、それから米軍機の訓練ルート等、このように載っております。コロナ禍がほんとに全然網羅されていないということもありますし、この地位協定というのは米子市議会で扱うものではないと、こう思っておりますので、採択をしないというふうに主張します。
- 〇奥岩委員長 次に、渡辺委員。
- **○渡辺委員** 私も同じ考えで、ずっとこういった陳情に対しての態度を決めてきましけど も、国際条約に基づく防衛、外交も絡むことですから、こういった意見書を出すというこ とは私は反対ですので採択しない。
- ○奥岩委員長 以上で討論を終結いたします。これより採決いたします。

陳情第71号、全国知事会の提言に基づき、新型コロナウイルス禍における日米地位協 定の抜本的改定に取り組むよう国及び関係機関への意見書提出についての陳情について、 採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者举手…西川委員、又野委員]

**〇奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことと決しま した。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第71号について、採決結果の理由を御協議いただきます

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょう か。

## [「異議なし」と声あり]

**〇奥岩委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。 平良様ありがとうございました。

[平良氏(参考人)退席]

**〇奥岩委員長** 次に、陳情第72号、情報公開請求に関する開示方法について(陳情)を 議題といたします。

本陳情及びこの後審査いたします陳情第76号につきまして、参考人として提出者の足 羽佑太様にお越しいただいております。

それでは陳情第72号について、足羽様に御説明をいただきたいと思います。説明は分かりやすく簡潔にお願いします。

**〇足羽氏(参考人)** 皆様、今日、総務政策委員会に集まっていただきましてありがとう ございます。また、私のためにこのような形で説明の機会を与えていただきましたことに 御礼申し上げます。さて、早速なんですけども、今回情報公開請求に関する開示方法につ いてということで陳情させていただいて、その内容について簡単に説明させていただきま す。ちょっと字が手書きで汚くて恐縮なんですけれども、趣旨としては公文書の開示を行 う際に、電子メールによるPDF添付等による開示を実現すること、これが趣旨でありま す。現在の状況を説明しますと、現在米子市議会だったり、米子市当局に対して何かしら の情報公開請求をした場合に、その開示文書に関して開示の方法というのは、たくさんあ ると思うんですが、一つは閲覧による場合。その実物だったり実物の写しを実際に自分の 目で確認をするという方法が一つです。あわせて、郵送による方法というのもあります。 一方で、この郵送による場合というのは、印刷をしたものに関して郵送する費用、コスト もかかりますし、ペーパーベースで印刷をするわけですので、その印刷に対する実費とし てのコストがかかります。今、私が求めているのは、そうした公文書の開示について、電 子メールで、PDF等で開示をその実現をすること。その文書そのものを電子メール等で PDFで送付することを求めています。例えば、他の自治体では、鳥取県庁なんかもそう なんですが、PDFの文書を電子メールに添付するという形で開示を実際に行っている自 治体もあるので、それを米子市議会だったり米子市当局において、実現をできるようにそ れをお願いしたいということです。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○奥岩委員長 説明は終わりました。委員の皆様から足羽様に対して御質問がございましたらお願いします。

〔「なし」と声あり〕

**〇奥岩委員長** ないようですので、次に、本陳情の賛同議員であります岡村議員及び土光 議員に説明を求めます。

初めに岡村議員。

○岡村賛同議員 それでは陳情第72号について、賛同理由を簡潔に述べさせていただきたいというふうに思います。一つは米子市の場合、PDF化した情報をEメールで提供することは、セキュリティー上、難しいということでできておりませんけども、鳥取県では先ほどありましたように、実施に移されております。遠隔地からの資料請求に応えるためというふうに思われます。セキュリティー対策を取ろうとすればある程度のレベルまで実行できるというふうに私は考えます。情報提供を求める住民の意向に寄り添うことが求め

られるというふうに考えます。以上です。

- 〇奥岩委員長 次に、土光議員。
- ○土光賛同議員 まず基本的に、情報というのは市民のものだという、そういったことをまず認識する必要があります。そのためには、市民が市当局とか、議会とかが持っている情報にできるだけアクセスしやすいということでこの情報公開、公文書公開の手続があると思います。今、その手続きで、例えばPDFで提供するか電子メールで提供するか、ほかに例えば料金の設定の仕方とか、料金の支払いの仕方とか、いろいろな問題点が私はあると思っています。今回、そういう問題点に対して、できる限り市民の利便性を図るということで、今回の陳情はPDFでの開示、今はCDで送付というやり方はされていますが、電子メールで添付ファイルで送るということは市民にとって非常に利便性が高くなると思います。この実施に対して、それなりの課題、問題点はあるだろうとは思いますが、県は普通にやっていることです。だからそういった問題点、県の事例なんかを研究してやれるように方向で検討して実施に至るということを私は望んでいます。そういった意味でこの陳情に賛同しました。
- **〇奥岩委員長** 賛同議員による説明は終わりました。それでは質疑に入ります。 稲田委員。
- **〇稲田委員** 賛同議員ではなくて当局に聞きたいですけどもいいですか。まず賛同議員が終わったかどうかを確認してください。
- ○奥岩委員長 それでは賛同議員に対しての質疑はございますでしょうか。

[「なし」と声あり]

- **〇奥岩委員長** ないようですので、稲田委員発言を許可します。 稲田委員。
- **〇稲田委員** 確認のために当局にお聞かせください。今、賛同議員のほうからもありましたけど、一応、念のためということでお尋ねいたします。まず来庁に寄らずに郵送ということもございました。そのような対応はどのように行われているのか。それから、セキュリティーという言葉がございました。多分、何かしらの誤りが生じないようなために今のやり方があるのかとは推測はいたしますけども、その辺の背景。 2 点お聞かせください。
- **〇奥岩委員長** 瀬尻総務管財課長。
- ○瀬尻総務管財課長 まず、来庁せずに公文書公開制度を利用することができるかについてでございますが、本市におきましては、公文書公開を求める方は、次のような手順により一度の市役所に来庁せずに公文書公開制度を利用することができます。まず、公開請求者が本市に対し公文書公開請求書を郵送するか、またはファクシミリで送信します。それを受けて、本市から公開請求者に公文書公開決定通知書を郵送するとともに、公文書の写しの送付にかかる手数料と郵送料の納付について連絡をします。次に、手数料と郵送料の納付が確認でき次第、本市から公開請求者に公文書の写しを送付します。以上のような手順を踏んでいただければ、市役所に来庁できない方にも公文書公開制度を利用することができます。

次に、セキュリティーについての質問でございますが、今、公開請求を認めていないということは、次のような情報セキュリティー上の問題から認めておりません。まず、送信元が公開請求者本人のメールアドレスとなっているかどうか確認することができない。電

子メールにコンピューターウイルスを仕込まれるおそれがある。電子メールは郵便やファクシミリに比べ受信の確実性に問題がある。以上のような情報セキュリティー上の問題から、電子メールによる公文書公開請求を認めておりません。以上です。

- **〇奥岩委員長** 稲田委員、よろしいですか。
- 〇稲田委員 はい。
- 〇奥岩委員長 田村委員。
- **〇田村委員** 当局に重ねてお伺いしたんです。この陳情書によりますと、オンライン化が 推奨される中、県や他の自治体のようにというふうな記述がございます。これを見てます と、他の自治体も率先してこれをもう取り組んでおるという中で米子市が取り残されてお るので、やるべきだというふうに私は取れるのですが、実態として、全国の自治体がどの ような取組状況なのか教えてください。
- 〇奥岩委員長 瀬尻総務管財課長。
- ○瀬尻総務管財課長 他市の状況についてでございますが、県内の市町村では電子メールによる公文書の写しの送信を行っているところは今現在ありません。なお、都道府県につきましては、電子メールによる公文書の写しの送信を行っているのは、鳥取県と佐賀県の2か所だけであり、その他の都道府県においてもセキュリティー上の問題等から実施していないのが現状でございます。以上です。
- **〇奥岩委員長** ほかよろしいですか。

〔「なし」と声あり〕

- ○奥岩委員長 別にないようですので、これより討論に入ります。 採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。 初めに安達委員。
- **○安達委員** この間、この陳情書の中身を確認しながら当局にも聞いておりまして、先ほど瀬尻課長からも回答があったんですが、全国で47都道府県のうち鳥取県とあと1県ということで、今日聞いたら佐賀県だそうですが、2県が実施しているということと、県内19市町村の中ではまだやっていないというところは、事前に聞いておったんですが、そこの理由が、なりすましとかのセキュリティーのところが十分そこを担保できないということも聞かされましたので、この陳情については採択しない、不採択ということで考えております。以上です。
- 〇奥岩委員長 次に稲田委員。
- ○稲田委員 私は不採択の立場で述べます。先ほど当局より説明がございました。来庁をしなくともやり取りができるということは確認できました。それからセキュリティー上の話がございました。大切な情報が誤って違うところに開示されないためにも、今の現状のやり方で私はよろしいと思いますので、本陳情に対しては不採択の立場でございます。以上です。
- 〇奥岩委員長 次に、田村委員。
- **〇田村委員** 私も不採択を主張したいと思います。先ほどから出ていますが、やはりセキュリティーの問題、これは超えなければいけない壁だと思いますし、今の現状では難しいのかなと思います。ただ国において、今デジタル化の推進であるとかが行われておりますので、今後こういうものが解消していくであろうという希望があるのですけれども、現状、

先ほど答弁をいただいたように、来庁いただかなくてもできる体制というのをしっかりやっていただいているということ。また、他の自治体の取組状況がそういう時代の趨勢とは言えない。そういう場から鑑みても不採択ということです。以上です。

- 〇奥岩委員長 次に、戸田委員。
- **○戸田委員** 先ほどからお話がありましたように、私も当局のほうから説明を受けました。 現時点では、今のセキュリティーがきちっと担保できないというような内容でございまし たので、採択をしないということを主張していきたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇奥岩委員長 次に、渡辺委員。
- **○渡辺委員** 結論的には私も不採択、採択しないでございます。私もメールを使っていろいろ送って、間違って送ってしまったりしたこともありますんで、十分言われるセキュリティーの問題というのは理解できますし、先ほど土光委員のほうから情報は市民のものだという御意見もあったんですが、その市民のものが全く違うところに届くようじゃ、まだそういったことが解決されていないのであるならば、私はやっぱり採択すべきではないと思います。
- **〇奥岩委員長** つぎに、安田委員。
- **○安田委員** この陳情というのは、昨年の6月に同趣旨の陳情が出ました。そのときも審査をしまして、基本的には採択という形になって、実際に当局のほうがセキュリティーの問題があって、今のような体制になっております。そのような状況の中でセキュリティーをきちっとカバーできるような体制がまだできませんので、これは採択をしないというふうにしたいと思います。
- 〇奥岩委員長 次に、又野委員。
- **○又野委員** 私は採択を主張します。理由は、賛同議員のほうからも話がありましたけれども、公文書とかというのは国民の財産です。住民が公文書などを情報公開で情報を得やすくするために、進めていくということは行政として当然のことだと考えます。ただ、先ほどからありますけれども、セキュリティー上の問題、オンライン化が進んでいる中、これを解消することを進め、電子メールでの情報公開を検討していくということはやはり必要なことだと考えますので、採択を主張します。
- 〇奥岩委員長 次に、西川委員。
- ○西川委員 結論を言えば私は採択です。先ほど、又野委員が言ったとおりに、セキュリティーの問題を、自慢げにという言い方は失礼だけども、これがセキュリティーに問題があるからと、そんなことを言えるような米子市なのかなというのが、非常に不信感を持っています。セキュリティーは、県並みという言い方は悪いんですけども、やはり今の時代は社会上セキュリティーが一番大事です。これをきちんとしない限りは何もできるわけがないんですよ。やっぱりセキュリティーをしっかりとやって、そしてこのPDFとか電子メールができるように、ぜひともしてほしいという願望を持って採択というふうに私はしたいと思います。
- ○奥岩委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第72号、情報公開請求に関する開示方法について(陳情)について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

# [賛成者举手…西川委員、又野委員]

**〇奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことと決しま した。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第72号について、採決結果の理由を御協議いた だきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

○奥岩委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。
次に、陳情第76号、米子市の公聴制度について(陳情)を議題といたします。

参考人の足羽様に御説明をいただきたいと思います。

**○足羽氏(参考人)** それでは引き続きまして、陳情第76号、米子市の公聴制度について、陳情理由の説明をしたいと思います。

まず、陳情の趣旨でありますが、市当局に対して、各課に直接寄せられた意見や要望等 について、それを一元的に集約して回答する広報・公聴制度、これを米子市議会として当 局に求めてほしいというものです。まず、大前提として、市民、住民、県民などを官公庁、 こういったいわゆる公務員組織、官公庁の外部からの意見、要望、苦情というのは、内部 の組織の中では気づかなかった生の市民、県民、住民といった利害関係者のその声を知る 大変貴重な機会で開かれた県政、開かれた市政、開かれた行政を前に進める上で、市民の 声、これは非常に大切なものだという大前提があります。そのため、各地方自治体におい ては、広報・広聴制度、これに非常に力を入れているというところがあります。米子市民 自治基本条例においても、米子市は市民からの意見、要望、苦情、相談等に対し、迅速か つ的確に対応しますというふうに規定され、また市は市政に対する市民の意見を把握し、 これを適切に市政に反映しますというふうに規定をされており、市民等からの声、これを 大変重視をするということがそうした条例においても定められている、これが大前提とし てあります。また、ここ米子市議会においても、米子市議会の基本条例で、議会は請願、 陳情等を市民からの政策についての提案、政策提言として受け止めて、これらの審議等に 当たっては、当該請願または陳情を行った者から説明を聴く機会の確保に努めるものとす るというふうに規定されています。こうしたまず大前提があり、その上でこのたび陳情を する内容というのは、先ほど趣旨のほうでも述べさせていただいたとおり、米子市の各課 に直接寄せられた意見、要望等、これについて一元的に管理、集約をして回答するような 広報・広聴制度、これを米子市において求めてほしい。米子市において設置するように、 つくるように、実現するように求めてほしい。そういう内容であります。今、現状、例え ば米子市に対して、いわゆる広報とか広聴を担当するような課に対して寄せられた意見等 に関しては、1週間だったり2週間というような期間内に回答をしていこうというような 内部的な取り決めがあるというふうに伺いました。一方で、各所属、各部署に対して寄せ られた意見等に対しては、そうした規定というものが全くないので、各部署のいわば自由 裁量、お手盛りのような形で回答等がなされるということについて分かりました。これに 対しては、監査委員からも、実をいうとその広報広聴課という所管課に対して、そうした 各所属に対して直接寄せられた意見、要望等について、一元的に管理をするようなそうい

うシステムというものを検討されてはどうかというような旨の指摘というのを監査委員か ら実は受けているということを当局の担当者の方にも伺いました。例えば、他の自治体の お話をしますと、鳥取県などでは、県民の声というシステムがあります。これは県民課、 今でいうところ県民参画協働課という名前なんですけれども、ここに対して寄せられた県 民の方からの意見、要望、苦情等に対しては、県民の声の処理に関する要領という、ある 種内規のようなものがあって、これで5営業日以内、つまりおおむね1週間以内なんです が、回答していこうというルールがあります。その県民の声に直接その県民課の電話番号 に対してかかってきた電話だったり、意見だったり、メールだったり、そういうものでな くて、各所属、各課・室等に寄せられた意見要望等であったとしても一元的にその県民課 の回答のシステム、県民の声のシステムというのに載せるために、各課から電子メールだ ったり、ファックスだったり、いろいろな方法で県民課のほうにいったん集約した上で、 その回答を5営業日以内というのに遅れないように、遅滞をしないように守っていこうと いうそういうシステムがあります。こうして県民の方からの意見、要望、苦情、そうした ものにきちんと適切に向き合って、回答の遅滞だったり、回答漏れだったり、そうしたこ とというのが絶対に生じないようにしようというシステムを構築している。それが例えば、 鳥取県におけるその県民の声という非常に開かれた、非常にいいシステムだと思うんです が、そうしたものがあります。先ほど申しましたように、今米子市においては、この広報 広聴課という、この課に寄せられた意見、要望、苦情等に関しては、これはおおむね1週 間程度でその市民の方に対して回答を行っているという実態があるようです。一方で、各 所属、各課に対して直接寄せられたものは、広報広聴課の知るところではなくて、各課に おいて、要は任せられているので、その回答だったり、そういうことも各課において決め られているとそういった実態があると思います。ですので、これを例えば鳥取県の県民の 声のシステムのように、一元的に何かその集約をするような形で意見、要望、苦情等に向 き合って回答していくというシステムをつくっていただきたい。最後になりますが、今回 12月の11日の総務政策委員会の76号の関係資料ということで今、お手元にあるかと 思うんですけれども、市長及び市長の事務部局に対する陳情、苦情等の取扱規程というの があって、これは実をいうと、他の自治体で茨城県の神栖市という別の自治体のものなん ですけれども、今御覧になられていますでしょうか。(1)の趣旨から始まるもので、この 訓令は、というものなんですが、例えば2条において、陳情や苦情等は市政を支える市民 の声として率直に耳を傾け、取り入れることが適当と認められるものは誠意をもって具体 的行政執行の上に反映させるよう努力するとともに、陳情、苦情等を行った者に対しては、 陳情、苦情等の処理の過程を通じ積極的に市政の広報に努め、市民の市政に対する親近感 を高め、市と市民の一体的行政執行執務の確立を図るとか、3条においては、陳情や苦情 等に対しては、市民との信頼感を失することのないようできるだけ速やかに処理、迅速に 対処し解決に努めなければならない等々の記載がございます。このような形で、市民等か らの意見、要望、苦情等に対してどのように扱うかというような処理の過程を定めている ところもありますので、ぜひちょっと、例えばですけれども、こういう形で何かしら米子 市においても定めてはどうかというふうに思うので、あくまでもこれは参考につけさせて いただいております。すみません、説明がちょっと長くなりましたが、以上でございます。

#### ○奥岩委員長 説明は終わりました。

委員の皆様から足羽様に対して御質問がございましたらお願いします。 稲田委員。

- **〇稲田委員** 足羽様お聞かせください。先ほどの話の中でお手盛りという言葉がございました。これはどういった意味と受け取ってよいかお聞かせいただけたらと思います。
- 〇奥岩委員長 足羽様。
- **○足羽氏(参考人)** 言葉のチョイスはちょっと難しくてあれなんですけれども、要は各課において、処理期限が現状定められていない。各課において市民だったり、住民、県民等、いろいろな方がいらっしゃり、そういう方からいただいた声に対して、処理期限というのが定められていないということが、各課の自由裁量を許しているのでないかということを申し上げたかったということです。
- **〇奥岩委員長** 稲田委員。
- **○稲田委員** ここに国語辞典がないものでこれ以上は申しませんが、お手盛りというのは、 それを述べる者がその人にいいように解釈して述べるものを指すものでないかと、ここは これ以上は言いません。

次、まだ聞かせてください。米子市の当局が、そのお手盛りなのか自由裁量なのか分かりませんけど、そういう事例を足羽様に対してなのか、どなたかは分かりませんけど、そういったことがあったということでしょうか。

- ○奥岩委員長 足羽さん、発言の際は、挙手をして委員長と言ってからお願いします。すみません、説明がなかったです。失礼しました。
  足羽様。
- **○足羽氏(参考人)** 実際にこれが生じたことかということなんですが、いろいろと今般、どこまでちょっと具体的に申し上げるかというのはあるんですけれども、米子市に対して意見、要望等について私が入れたことがあって、入れた意見についてこの広報広聴課という課がその意見そのものについて存在を知っていなかったというところがありました。そうしたことを受けて、その各課に直接寄せられたものについては、その広報広聴課だとかが一元的に把握がされていないという実態について知ったと。他の自治体においては、それがなされているところもあるので、米子市においてもそうした形で、そうした一元的に意見、要望等について管理をして、回答の遅滞だとか、そういうこともないようにしていくような制度の確立をしてほしいということで申し上げました。
- **〇奥岩委員長** 稲田委員。
- **〇稲田委員** 整理させて伺いたいんですが、足羽様が不利益という言葉が正しいかどうか わかりませんけど、要は意図したとおりの結果に至らなかった。要は主体が足羽様御本人 なのかそれとも足羽様以外の方なのか。このことについてお聞かせいただけたらと思いま す。
- **〇奥岩委員長** 足羽様、どうぞ。
- **○足羽氏(参考人)** 今の御質問というのは、今般、例えば意見、要望、苦情等を寄せたけれども、その意見、要望、苦情等を市当局に寄せた人が誰かという、そういうことでしょうか。それに関しては、私自身が米子市の当局に対して意見、要望、苦情をこの米子市役所に対して意見、要望、苦情等について寄せたんだけれども、それがこの広報広聴課という課自体がそのものについて、今どうなっていますかということについて、要は知って

いなかったということを受けてということです。

- 〇奥岩委員長 渡辺委員。
- ○渡辺委員 ちょっと聞きたいですけども、県の例えを出されて一元化されているというお話をされるんですけども、意見、要望、苦情等というのは、多分米子市役所に毎日のように、市民、団体から届いていると思うんですよね。そういう中で、全て県が一元化しているかのように今言われましたけども、それも含めて全部されているのか。それと意見、要望、苦情というのは、千差万別で、現課が受けて、それは道路をつけてくださいとか、いろんな要望があると思います。1週間で答えきれない要望もあるかもしれません。予算の裏づけも。そういった面では所管が持って答えていくというのは、至極当然だと思うんですけど、この陳情書を見ますと、そういう分けがないもんですから、全てこの米子市に寄せられる全てのという意味で言っておられるんですか。これでは、そうとしか受け止められないんですけども、そこをちょっとお聞かせください。
- **〇奥岩委員長** 足羽様、お願いします。
- **〇足羽氏(参考人)** ちょっと説明がもしかしたら不足していたかもしれないです。書き 方の問題もあったかもしれないんで、あれなんですけれども、米子市に対して寄せられた 意見、要望、苦情等の全部かと言えばそういう訳ではなくて、一部ということです。例え ば、鳥取県においてどういう扱いをしているかと言いますと、その県民の声の処理の要領 というのがあって、まず一つは回答するか、それともいわゆる要留意という形で、各所属 が留意するべきものなのか、それとも回答するべきものなのかという、そこの振り分けと いうのが実をいうとあって、そこで前裁きをしているという実情がまずあります。今の御 質問でいうと、例えば道路をつけてくれだとかというそういういろいろな意見、要望等は 確かにあると思うんですけれど、そういうものは担当課の事務に属するもので、担当者の 事務に属するもので、その期間が直接対応するべきもの云々ということで、そうした道路 をつけてくれ云々の要望というのは、その県民の声のシステムから元々はずれるようなシ ステムになっているので、例えば道路をつけてくれというような要望が、例えば県民参画 協働課というような鳥取県で言えばそういう課に全部押し寄せてくるということではなく て、一定の防波堤というか、割り振りはきちんと事前にあります。私が求めているのは、 そうした道路をつけてくれとかそういうものじゃなくて、例えばですけど、公務員の執務 姿勢だとかもそうですし、例えば市政をこのようにしてはどうかというような建設的な意 見、要望でもそうですし、そうしたものを広報・広聴制度の範疇できちんと回答していく ようなものを求めるというそういうことです。
- ○奥岩委員長 ほか、質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

- ○奥岩委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。 それでは、本陳情の賛同議員であります岡村議員に説明を求めます。 岡村議員。
- ○岡村賛同議員 陳情第76号について、賛同理由を述べさせていただきます。先ほど陳情者も申されましたけども、米子市役所の各課に寄せられた意見や要望などを一元的に集約し、回答を公表する制度については、監査委員から指摘があり、担当部署において検討されているとこういうふうに聞いております。陳情を採択してぜひ検討を加速させること

が意見などを寄せられた住民の要望に応えることだと、こういうふうに考えます。以上で す。

○奥岩委員長 賛同議員による説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

稲田委員。

- **〇稲田委員** 賛同議員の岡村議員にお尋ねします。今、監査委員からのとはございましたが、具体的に米子市民の方が米子市役所のどこかの部署に問い合わせをされて、何らかの不手際と申しますか、そういった事例があるという認識でございますか。お聞かせください。
- 〇奥岩委員長 岡村議員。
- **〇岡村賛同議員** 具体的にそういった事例というのを私自身は把握してはおりません。ただ、監査委員の方が指摘されたということについては、そういったことがあったということは聞いております。
- 〇奥岩委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** 監査委員の指摘があったと何回も繰り返されるんですけど、監査委員の指摘 の内容を伺っておきたいと思います。
- **〇奥岩委員長** 伊澤副市長。
- ○伊澤副市長 私のほうからお答えいたします。監査委員から指摘があったという話が何か少し誤解を含めてひとり歩きしているようでありますが、これは今年度の監査の意見書の提出をいただいた際に、監査委員のお一人の方から内部統制、今御案内のとおり、内部統制という話がありまして、その内部体制を市も、市は努力義務なんですけども、順々に時代の要請に応じて高めていくべきべきではないかというような趣旨の御発言があった。その延長の話だというふうに我々は思っていますけども、そのいわゆる苦情とか意見とかというものがきちんと集約できるような体制になっているんだろうかという御質問がありました。これは口頭でのやり取りであります。これに対しては、もちろん十分かどうかというところの評価の部分ありますけども、一定のシステム、仕組みは持っておりますと。ある程度の政策判断、あるいは重要なものについては、きちんと市長、副市長に報告を上げて処理するという流れができておりますと。ただ、万全でない面もあるかもしれませんので、点検をして充実すべき部分があれば、それは考えていきますというやり取りをしたという事実はありますが、それはその監査委員の意見だったのかどうかというのは、それは御意見としての発言はありましたけど、正式なその文書によるものではなかったということを申し添えたいと思います。
- **〇奥岩委員長** ほかございますか。

稲田委員。

- **〇稲田委員** またさっきと同じですけど、賛同議員の質疑は終わったものとして考えていいでしょうか。
- **〇奥岩委員長** どうぞ。

稲田委員。

**〇稲田委員** 当局に確認させてください。現状、ここに各課とございますが、全庁、要は 市役所全体に市民の方から、いろんな声があると思いますが、それはどのようにされてい るのか。できれば、その各課に来たものもどこかで集約されているとか、一元的に扱われているのかその部分も分かるようにお聞かせいただきたいと思います。

- 〇奥岩委員長 辻総務部長。
- **○辻総務部長** 現在、苦情等の情報の集約につきましては、市のホームページからメールでいただく市長への一言、それから庁舎内に設置しております市政提案箱、箱がございます。そこに寄せられる苦情や要望などについて、集約しております。また、先ほど副市長のほうからも申し上げましたけれども、それ以外にも各課で取り扱った重要なもの、これは市長、副市長にきちんと報告すべき案件といったものにつきましては、個別に各課から市長まで回るような、そういった取扱いをしているところでございます。以上です。
- **〇奥岩委員長** ほか質疑はございますでしょうか。 又野委員。
- **○又野委員** 先ほどの、各課で取り扱っているものについては、何かルールとかは決まっているんでしょうか。回答をいつまでにするとか。どういうものは、市長までとか、各課で収めるものはどういったものなのかというのは。
- 〇奥岩委員長 辻総務部長。
- **○辻総務部長** 先ほども御説明いたしました各課から上がるものについてのルールということについてでございますが、細かいものについてはございません。ただ、私も集約した、要はこのメールや市政提案箱に入っているものの処理と同様に各課から上がってくるものというのも見ておりますけれども、やはり先ほど申し上げましたとおり、これは一定の重要性があって、市長に報告しなければならないといったものがきちんと上がってきているのではないかというふうに考えております。
- 〇奥岩委員長 伊澤副市長。
- ○伊澤副市長 少し私のほうで補足をさせていただきます。これは当たり前の話で、もし私が少し考え違いをしていれば、ただしていただくものでありますが、当然これは市長部局の話であります。議会とか、各種委員会とか、こういったものは、当然市長の権限外でありますので、対象にしておりません。市長部局の各課から上がってくるものは、今部長が申し上げたような対応をしている。議会、行政委員会はそれぞれの任命権者で行われるべき事項でありますので、そこの部分について当然、市長のほうに報告が上がってくるという仕組みはございません。以上です。
- **〇奥岩委員長** ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○奥岩委員長** ないようですのでこれより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御 意見を求めます。

初めに西川委員。

- **○西川委員** 先ほど副市長が、市長部局ということのみということを言っていましたけど も、各部署が検討をしている状況だということをお聞きしたんですけども、やっぱりそう いうことを含めてぜひとも、積極的にこの情報収集からいろんな要望、苦情等を含めて、 お願いしたいと思いますので、私は賛成ということでお願いします。
- 〇奥岩委員長 次に又野委員。
- **○又野委員** 私も採択を主張いたします。ある程度、それぞれのところで重要度は各課で

判断されているとは思うんですけれども、そこら辺の一定のルールというのもつくったほうが、今回の陳情の提案者の方にも説明できるのではないかなと思いますし、そこら辺をどうしたらいいのかというのを決めて一元的に集約できるものはやっぱりしていくという、そういう一つの目安というのがあったほうがいいと思います。さらには、先ほど監査委員からのというので、それが意見かどうかというところもあったんですけども、口頭とはいえそういう話があったということでもありますんで、そこも受け止めていただいて、この陳情のように集約できるような体制を検討していただくという意味でも採択を主張いたします。以上です。

# 〇奥岩委員長 次に安田委員。

○安田委員 市当局はきちっと対応されていると、こういうふうに認識をしております。 一元的に管理をしたところで、結局は担当課がきちっとそれを聞いて対応するべきであっ て、それを最終的に集約するということはしておられますので。一元的に集めてそれをま た各課に振って、またそれを集めてきてまたするということは必要ないと思いますので、 今が一番いいと、こういうふうに思っております。だから採択はしないというふうにしま す。

# 〇奥岩委員長 次に渡辺委員。

○渡辺委員 この陳情の内容というのは、意見、要望、苦情、そういったものが各課に寄せられるのを一元的にということなんですけども、先ほどの当局の答弁の中にも重要なもの、公表すべきものは今のルールの中でやっているということと、インターネットによる市長への声ですか、ああいった仕組みもあるわけで、ものすごく大量に米子市の各課にも、意見、要望、苦情というのは寄せられていると思います。それを一定のルールをつくって一元化しなさいというような意見を言われる方もあるんですけど、それを振り分けして回答をつくってというのはものすごく事務的にも大変じゃないかなというふうに思いますし、私は、先ほど陳情者も言われましたように、県もそこまで全部やっているわけでもないので、今のシステムでやっていただければというふうに思っておりますので不採択。

## 〇奥岩委員長 次に戸田委員。

**○戸田委員** 私も採択しないということでお願いしたいと思います。この政策提案、苦情、相談、陳情というのは、いろいろ分類するのは大変です。私も経験上、分類をして回答するのに、3か月かかったり、1年かかったりする状況もございました。そういう中でも、やはり今の現状の中で、先ほどありましたように、ある程度確立されて対応されているのかなというふうに私も理解しておりますが、ただ、これからも再度深化を図って検討するということでございますので、その辺のところをひとつしっかりしていただきたいというふうに思います。ただもう一点、この陳情書の文面の中で、苦情など公表されることで市当局も執務の姿勢について緊張感も生まれ、市民の行政サービスに対する満足度向上につながるだろうというような文面がございます。私はこの文面の内容について、少し違和感があるものですから、申し添えておきます。以上です。

#### ○奥岩委員長 次に田村委員。

**〇田村委員** 私も不採択を主張したいと思います。先ほどの答弁で市としてもちゃんと対応はされているなというところは認識できました。それと各課のほうで対応しておって、 重要案件についてはきっちりと対応、また上のほうに上げているということも確認できま した。したがいまして、現状のままで対応できているというふうに判断しますので、不採択でございます。

- 〇奥岩委員長 次に稲田委員。
- **〇稲田委員** 私も不採択の立場でございます。現状のやり方で補完できている内容と思いますので、そのように述べておきます。

あと、やり取りさせていただいた中で、陳情の審査の在り方というものは、これは陳情の採択、不採択に関係ありませんが、またちょっと意見がありますので、これは陳情審査が終わったどこかで、またちょっと委員長にも相談させていただきたいと思いますのでお願いします。以上です。

- 〇奥岩委員長 次に安達委員。
- ○安達委員 私も今日まで担当課の話を聞いておりまして、この陳情書に書き上げてある中でも、実際やっておられることもありましたということが確認できました。その中身、例えば提案箱とかを設置しておられますので、情報は受け取りができる体制になっているし、またその回答もできるシステムがあるというふうに聞いておりましたので、全体の10%かというとそうならんところもあるかなと思っております。と言いますのは意見とか要望とかというのはあらゆるところでありますし、先ほど議論の中にありました行政委員会はそれぞれまた対応がありますので、それを全部ひっくるめて全庁的にというところの分を非常に大変かなと思って聞いておりました。ただシステム化はそれぞれの各課でやっておられるというのはお聞きしましたので不採択の立場で結論を出したいと思います。
- ○奥岩委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第76号、米子市の公聴制度について(陳情)について、 採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手・・・西川委員、又野委員〕

**〇奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については採択しないことと決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第76号について、採決結果の理由を御協議いた だきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約し、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**〇奥岩委員長** 御異議ないようですので、そのようにさせていただきます。 足羽様ありがとうございました。

[足羽氏(参考人)退席]

**〇奥岩委員長** 次に、陳情第73号、日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める意見書の提出について(陳情)を議題といたします。

本陳情の賛同議員であります土光議員及び石橋議員に説明を求めます。 初めに土光議員。

**〇土光賛同議員** まずこの陳情の内容は、詳しく書かれているのでこれで分かるのではないかと思います。特に、私はこの中で強調というか言いたいことは、この学術会議というのは、この陳情文の第2陳情の原因の3番の文章で書かれています。学術会議というのは、

独立して科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。独立してそして科学に関する重要事項を審議、つまり時の政府とは独立した立場で科学的知見からいろいろ意見を言う。それが結果的により良い政策に結びつく。そういった役割をするところだというふうに思っています。今回、この任命拒否問題、学術会議がその手続きを経て推薦したのを、6人任命しなかった。その理由も言わないという行為は、この学術会議の独立性を私は脅かすものだし、任命しないことに関して説明もしない。非常にここの、何度も繰り返しますけど、独立して科学に関する重要事項を審議し、その機能が損なわれることではないかというふうに思います。当然この内容自身は、米子市そのものがどうこうということではないですけど、そういった説明不足、不信感、多くの人がそういった思いを持っている、これは世論調査でも出ています。そういった声をこの意見書の形で国に上げるというのは重要なことだと思いますので賛同しました。以上です。

# 〇奥岩委員長 次に石橋議員。

○石橋賛同議員 この学術会議の問題については、テレビでも報道され、先日の臨時国会でもずっと野党が共闘して追及したところです。私は、この陳情書終わりのほう、6番のところに主に書かれていますけれども、この国会での質問に対しての答弁ということが、この学術会議のメンバーが実に偏っているとか、私立大学が入っていないとか、そういうふうなことを菅総理は言いながら、でも少ないたった2人しか入っていない大学の研究者が外されているとか、そういった具体的な追及に対して詳しい説明というか、それ以上の説明がないということで、結局十分な説明もなく、そして論議も深まらないという、こういうやり方に対してほんとに問題だというふうに感じています。この学術会議の問題は単に学問の自由だけではなく、国会という国民の代表が論議をしていく国の大事な機関の中で論議が深まらない、深めようとしないということについては、これはまさしく言論の自由に関わる国民の大きな問題だと思っています。そこからやはり、米子市議会においても、米子市議会は市民の代表として論議をしていく場ですけれども、その言論の自由を守る、言論の自由を確保していくという意味合いにおいて、国にぜひ声を上げていくべきだというふうに考えております。以上が私の賛同の弁です。

**〇奥岩委員長** 賛同議員による説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○奥岩委員長 別にないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様から御意見を求めます。 初めに渡辺委員。

○渡辺委員 結論から言えば不採択ということです。るるこの問題というのはニュース等でも流れていて、政府の見解等も出ているんですけども、今回6名の方が任命されなかったということですけども、もっと言えば、任命権者の総理大臣は学術会議が推薦された人の中で任命しておりますんで、そこに載っていない人を任命するようなことはないことが一つありますし、その同意されない選ばれない方の理由を、これは人事でいうと、会社ではずれた人のここが悪いからというような個人の話もいろいろあると思うんですけど、私はそういうことは人事を扱う上では、公表するかどうかというのは任命権者の考え方でいいと思いますので不採択です。

- 〇奥岩委員長 次に安田委員。
- **〇安田委員** 米子市議会で議論するような内容ではありませんので、不採択をお願いします。
- 〇奥岩委員長 次に又野委員。
- ○又野委員 私は採択を主張いたします。理由は、陳情書に書いてある以外では、国会などで菅首相がこの学術会議の任命拒否について説明を求めて、最終的には先ほどちょっとありましたけども、人事に関することということで、お答えは差し控えると言って、説明をしていないということがあります。そこで、菅首相が持ち出しているのは憲法15条で、公務員の選定は国民固有の権利と規定しているというふうに言われるんですけれども、この国民固有の権利という意味が、国民の代表である国会議員によって国会で定められた法律にのっとって公務員を選定しなければならないということです。これは日本学術会議の任命基準で、学術会議法には優れた研究または業績がある科学者のうちというふうに法律では書いてあります。そうすると、任命しなかった、任命拒否するには、優れた研究または業績がないということを本来、首相は説明しなければならない。その説明をされないということです。国民にそのことを説明せずに拒否しているということは、逆に国民固有の権利を侵害しているのではないか。国民に対して説明を差し控えたままにしておいてはならないと、説明しなければならないと私は考えております。あと、文章の中にもありますけれども、任命拒否したこと自体が学問の自由の侵害に当たると考えますので、その真相究明は絶対に必要だと考えます。以上の理由から採択を主張いたします。
- 〇奥岩委員長 次に西川委員。
- ○西川委員 先だって国会が終わった後に、共同通信社ですかね、アンケート調査をやった結果、日本国民の70%近くが説明不足、納得していないということ、そこの中で自民党支持者の方も6割近くは同じように説明不足というふうに出ていました。国民の中の70%近くの人が説明不足だというようなことがあっていいのかなと思っています。これが今の安倍政権から続いて、また菅内閣も同じような説明不足の事態になって、やっぱりこれはきちんと国民が納得するような真相解明をして、国民が納得できるようなことにやっぱりやっていく政権というものが、私は当たり前だと思っています。ぜひともそういうのを含めて採択ということでお願いします。
- 〇奥岩委員長 次に安達委員。
- ○安達委員 この間いろいろ議論が出ていますし、もともとこの任命行為は総理大臣の任命行為だと思っていますので、ただその間の究明は必要なところは確かにあるかなと思います。ただ、人事について、明らかにするところが全て明確にということはなかなかそこは、人事については、国民が思ってもそこはなかなかないのかなと思っています。結論から言いますと、不採択を上げたいと思います。
- 〇奥岩委員長 次に稲田委員。
- ○稲田委員 不採択の立場で述べさせていただきます。まず、国において、国会において、取り扱われるものであることが理由の一つですが、もう一つは、陳情の趣旨の2行目に憲法23条に抵触するものと、言い切っておられますけれども、それを抵触していると、言い方を変えれば憲法に反するという趣旨であろうと思いますが、それをこの市議会で、あるいは市議会議員としてどこまで確実に言い切れるものなのかと、疑義があるのでという。

ことで陳情提出者は考えておられる

かもしれませんけれども、ここは抵触と明確にされておりますので、これを国に対して意 見書で上げるということは、上げるほうもそれを抵触しているものだと認めているという 捉えもできるのではないかと。果たしてそれは正しいことなのかなという私の中では考え もありますので、これは不採択と考えます。以上です。

- 〇奥岩委員長 次に田村委員。
- **〇田村委員** 私も不採択を主張いたします。そもそもが学問の自由というのが脅かされるということを声高によく聞くんですけれども、じゃあこの210人以外は学問ができないのかという話になってしまうと、何万人も学者さんがおられて、それぞれの分野でしっかり学問を追究されていらっしゃるわけで、これは当たらないであろうということ。あと、大きい理由とすると、米子市議会で論じる内容ではないということで不採択でございます。
- 〇奥岩委員長 次に戸田委員。
- **○戸田委員** 私も文面をいろいろと見させていただいたんですけども、なかなか理解ができない部分がある。まずもって私は採択をしないということを主張したいと思います。そうした中で、メディアにもいろいろ出ているんですけれども、この文面にもありますように、今回任命されなかった6名は、これまで政府にとって耳の痛い事例について政府に意見をしていた教授らだったというような文面がきちっと明確にされておるんですが、私たちはそこのところはなかなか理解できない。そういうふうなところもありますし、先ほどのところの陳情の趣旨の中で、再発防止を求める旨の意見書を提出いただきたい。何を再発防止するのかということも私はなかなか理解できない部分がありますので、採択しないということでございます。
- ○奥岩委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第73号、日本学術会議任命拒否問題に係る真相究明等を求める意見書の提出について(陳情)について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…西川委員、又野委員〕

**〇奥岩委員長** 賛成少数であります。よって、本件については採択しないことと決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第73号について、採決結果の理由を御協議いた だきます。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長に おいて集約しまして、各委員に御確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

- **〇奥岩委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。 稲田委員。
- **○稲田委員** 先ほどの陳情の件で、ちょっとあいまいな発言だった自分と思いますので、確認でもう一度言わせてください。陳情第76号の審査過程において、お手盛りという言葉がございました。そのこと自体はどう扱うかは委員長にお任せいたしますが、不確かなことが書かれていた内容であったのではないかと思っております。その不確かなものが書面にされて、それが立脚した陳情趣旨が述べられた陳情であったかと把握いたしますが、

今後も陳情審査の在り方については、少し私は、何か確認をしていく必要があると思いますので、私がこう意見を述べたということを、自分が議会運営委員長をしておりますが、 一応、議会運営委員会と正副議長への報告をお願いしたいですが、よろしいでしょうか。

**〇奥岩委員長** 今、稲田委員から御意見がございましたので、私のほうから稲田委員は議 運の委員長さんですけど、議運のほう、そして正副委員長のほうに報告させていただきま すので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**〇奥岩委員長** ありがとうございます。

それでは総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩午後2時35分 再開

**〇奥岩委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から2件の報告を受けたいと思います。

初めに、防災ラジオ事業の開始について、当局からの説明を求めます。

田渕防災安全課主任。

**〇田渕防災安全課危機管理室主任** 令和2年度におきまして、株式会社DARAZコミュニティ放送と連携協力して行う防災ラジオ事業を開始することといたしましたので、防災安全課より報告説明させていただきます。

まず、防災行政無線放送とFM局との連携でございますが、令和3年1月12日午前9時から連携を開始することとしており、実際の放送はその必要が生じたときからとしております。この連携の仕組みは、市の防災行政無線の放送時にFMの番組に同じ内容の無線放送が割り込んで流れるといったものでございますが、公民館が行う地区放送は連携の対象外としております。放送の聞き方ですが、お手持ちまたは市販のラジオ放送受信機を周波数79.8メガヘルツに合わせていただいて、ダラズFMで市の防災行政無線放送を傍受していただきたいと考えております。なお、同サービスの利用は災害発生時はもとより、台風、大雨など、災害のおそれがあるときに、あらかじめラジオ放送受信機の電源を入れていただいて、屋内で防災情報を取得していただきたいというふうに考えております。

次に、自動起動機能付きラジオ放送受信機の貸与についてでございます。無償貸与につきましては、令和3年2月以後、順次、自治会または自主防災組織、消防団に対し、1台ずつ貸与する予定としております。一般への有償貸与につきましては、希望する世帯を対象に1台2,000円で貸与することとしておりますが、当面は予算の範囲内におきまして、インターネット端末などを十分に活用できない重い障がいのある方や介護が必要な方がおられる世帯などに優先的に貸与を行いたいというふうに考えております。優先貸与の要件につきましては、資料裏面の中段に記載しております。優先貸与の申込み受付ですが、令和3年2月1日から約3週間を予定しておりまして、実際の引き渡しにつきましては、3月1日からを予定しております。

最後に市民への周知でございますが、ダラズFMのラジオ放送、市報、市のホームページで周知するほか、一般への有償貸与につきましては、社会福祉協議会、障がい者相談支援員、地域包括支援センターなどにPRをさせていただきまして、協力を求める予定としております。説明は以上になります。

- ○奥岩委員長 当局の説明は終わりました。
  - 委員の皆様からの意見を求めます。

田村委員。

- **〇田村委員** 一点だけ確認させてください。この貸与する自動起動機能付きラジオというのは、例えば日常使いで山陰放送を聞いていましたよと、電気消しまして、これは自動起動するんですか。
- **〇奥岩委員長** 田渕防災安全課主任。
- **〇田渕防災安全課危機管理室主任** お尋ねのあった機能につきましては、山陰放送を聞いておられて、おられる途中でも割り込んで防災無線放送が流れることにもなりますし、電源を一度切られた後、電源が入っていない状態でも、防災行政無線がなれば自動で電源が起動しまして、無線放送が鳴る仕組みとなっております。
- 〇奥岩委員長 田村委員。
- **〇田村委員** もう1回確認。山陰放送を聞いていました。電源を消していました。オフの 状態で、これが起動するということですか。それの確認です。
- 〇奥岩委員長 田渕防災安全課主任。
- **〇田渕防災安全課危機管理室主任** お尋ねのあったとおり起動します。電源を切っていて も自動で起動して無線放送が流れるような仕組みになります。山陰放送からも自動で切り 替わります。
- **〇奥岩委員長** 田村委員。
- **〇田村委員** もう一回いってください、ちゃんと。言っていることが途中から抜けちゃっていて。きちっと言ってください、もう一度お願いします。これ大事なところなんですよ、市民からも聞かれますし、私自身もダイヤルで大丈夫かなと。デジタル式だったらそういうのもあるんですけれど、そこが心配なんです。
- **〇奥岩委員長** 田渕防災安全課主任。
- **〇田渕防災安全課危機管理室主任** 防災行政無線放送が鳴った後に、山陰放送にしっかり 戻ります。
- 〇奥岩委員長 永瀬防災安全監。
- **○永瀬防災安全監** そのときに山陰放送を聞かれている状態で、我々の防災行政無線放送をダラズに信号を送りますと、その山陰放送からダラズFMに切り替わって、無線放送がその切り替わった後のダラズFMの番組中に割り込みをして防災行政無線が流れる仕組みです。
- 〇奥岩委員長 田村委員。
- **〇田村委員** 今、聞いている最中でとおっしゃるけど、山陰放送を聞いていて、電源を切っていますというその状態から起動してダラズに変わって流れるのですかという確認です。
- **〇奥岩委員長** 別のラジオ局を聞いておられて、その状態で電源を切られました。その後、 どうなりますかということですので。

永瀬防災安全監。

- **〇永瀬防災安全監** 自動でダラズFMが起動し、防災行政無線が流れます。
- **〇奥岩委員長** ほかございますでしょうか。

安田委員。

○安田委員 要望になるかもしれませんけれども聞いておきたいと思います。この貸与のラジオがあったり、それからある面では有償貸与という形で4,000台なんですけれども、自治会によっては、非常にラジオがほしいという方もたくさんおられるんじゃないかなと、こう思っているんです。特に、福祉保健部なんかがよくご存じだと思うんですけれども、ほしい人にはきちっと渡り届くようなそういうようにシステムというか、そういうような形で運用してほしいなと、こう思っておりまして、特に、福祉保健部と連携を取りながら、ほんとにこの4,000台でいいのかどうかということも含めて、やっぱりこれはきちっとこれは精査していただきたいなと思いますし、もし足らないようであったら、補正予算等を使ってでもやっぱりほしい人には渡るような形にしてほしいなとこう思いますので、要望にしておきます。

**〇奥岩委員長** ほかございますでしょうか。

[「なし」と声あり]

○奥岩委員長 ないようですので、以上で終結いたします。 次に、令和2年度防災訓練等の実施結果について、当局からの説明を求めます。 藤谷防災安全課主査。

○藤谷主査兼防災安全課危機管理室長 令和2年度防災訓練等の実施結果について、報告させていただきます。資料につきましては、令和2年度防災訓練等の実施結果についてと題します両面刷りの資料でございます。

まず1、概要についてでございますが、例年、市民の皆様に御参加いただき、防災訓練を実施しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症を考慮いたしまして、市民参加の訓練を見送りまして、平成12年に発生いたしました鳥取県西部地震から20年目の節目の年でありますことから、地震を想定し、市職員を対象といたしました職員参集訓練、安全行動訓練、避難所の開設訓練、福祉避難所の開設訓練を実施いたしました。また、市民の皆様の防災意識の啓発などを目的といたしまして、鳥取県西部地震パネル展、防災展を実施いたしております。なお、各種訓練等の状況につきましては、裏面の7、実施状況に写真を載せてございます。

- 2、職員参集訓練ですが、鳥取県西部地震の発生日であります10月6日の日に実施をいたしまして、午前7時30分に鳥取県西部を震源とする大規模地震が発生したとの想定で職員の参集訓練を行いました。職員への参集連絡の要領や徒歩や自転車などによる登庁要領、所属への参集後の報告要領などを実施いたしております。
- 3、安全行動訓練ですが、同じく10月6日の午前9時から約5分間、市役所本庁舎ほかにおきまして、市職員を対象として実施したものでございますが、庁内放送により地震発生を放送し、机の下などに身を隠して避難をする安全行動訓練を行っております。
- 4、避難所開設訓練ですが、湊山体育館におきまして、避難所運営要員の職員を対象に 地震での避難所開設を想定いたしまして、感染症対策に配慮し、避難者スペースや通路な どの区画をビニールひもやビニールテープなどを活用して設定したほか、段ボール製パー テーション、プライベートテントなどの設営を実施いたしました。
- 5、福祉避難所開設訓練ですが、4の避難所開設訓練と並行して実施をいたしておりまして、福祉避難所への避難を必要とする要配慮者がおられたとの想定で、福祉避難所として指定いたしております介護老人施設博愛苑さんに御協力をいただき実施をいたしており

ます。市職員を模擬要配慮者といたしまして、避難所における要配慮者からの状況の聞き取り、市災害対策本部から福祉避難所施設への受入れ要請、市職員の派遣、福祉避難所の開設など、一連の流れについて実施したものでございます。

6、防災広報です。(1)鳥取県西部地震パネル展ですが、10月28日から11月11日まで、米子市立図書館におきまして、鳥取県西部地震の災害記憶の伝承、市民の防災意識の啓発を目的といたしまして、被災状況の写真パネル、災害用備蓄品の展示をしております。(2)防災展、11月7日、米子市美術館図書館前広場におきまして、防災安全課職員のほか、米子市消防団彦名分団、女性分団、米子消防署に参加協力をいただきまして、来場されました市民の方に、起震車での地震体験や消防車体験などを行っております。報告は以上です。

- ○奥岩委員長 当局の説明は終わりました。 委員の皆様からの意見を求めます。
  - 又野委員。
- **○又野委員** この防災訓練は例年実施しておられるということですけれども、例えばこれまでの訓練と今回の訓練、これまでのもし課題とかが見つかったりした場合、改善するためにどのような、今回は変えてみましたとか、そこら辺の、これまでとは改善されたところとかというのはあるんでしょうか。
- **〇奥岩委員長** 藤谷防災安全課主查。
- ○藤谷主査兼防災安全課危機管理室長 これまでとの訓練の違いでございますが、今回福祉避難所の訓練を初めて実施したものでございまして、この福祉避難所の開設訓練ではいるいろな手順などを確認したところではございますが、いろいろな問題点等々も検討しているところでございます。また、このようなところを今後の訓練に生かしていきたい、そういうふうに考えております。
- 〇奥岩委員長 又野委員。
- **〇又野委員** 福祉避難所の開設が今回初めてということで、例えばそれ以外のところで、 これまで何か課題が見つかったりしたとかで、改善したりということはなかったんですか。
- **〇奥岩委員長** 三木防災安全課長。
- **○三木防災安全課長** これまでの訓練の課題の反映でございますけれども、従来は住民参加型で行っておりまして、今回はコロナ禍ということで職員を対象に行いました。その訓練の今までの課題の中で、避難所の開設であるとか、それは避難所運営要員を事前に指名してその人間が作るようになっているんですけれども、そういったような避難所を実際の体育館を使って避難所の開設を行ったりとかというようなところができなかったところを実地に職員を対象にしてやったというようなところで、課題の克服等を行ったところです。
- **〇奥岩委員長** 又野委員。
- **○又野委員** 例年やっておられるということなので、少しずつでもより良い訓練にしていただきますようお願いいたします。以上です。
- **〇奥岩委員長** 田村委員。
- **〇田村委員** 防災展で、私9月議会で御提案していた原子力防災車展示というのはうれしく思います。よかったです。過去3回くらい議場で、お話したんですけれども、いわゆる

各公民館、私は尚徳であったり、永江なんですけども、いわゆる防災安全課との無線の通信について、私はこだわっております。いわゆる電話が遮断されたりとか、そういった時用にそういったものをするべきだということを、何回も申し上げておりまして、例えば、南部だけではなくてほかのところと無線で連携が取れる。また、そういうコールサインであるとか、そういうようなものをきっちりとやるようにということもお願いをしておったんですが、今回の訓練にはそういった通信に関してはなかったんでしょうか。お尋ねします。

- **〇奥岩委員長** 三木防災安全課長。
- **○三木防災安全課長** 今回の訓練につきましては、避難所の開設、福祉避難所の運営ということを主眼に置きまして、無線における通信連絡訓練等は行っておりません。
- **〇奥岩委員長** 田村委員。
- **〇田村委員** ぜひこれは、各分団さんもそうなんですが、そういう連携なんかもされていらっしゃるというのは聞くんですけれども、やはり災害時に一番頼りになるのは、私は無線だと、究極はそう思っておりますんで、ぜひ今後、こういった防災訓練のときには、そういった地域の方にも御協力いただいて、そういった情報が災害時に電話が寸断していても本庁につながると、集約できるという態勢の訓練はぜひ行っていただくように要望しておきます。
- **〇奥岩委員長** ほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 それでは以上で総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後2時51分 休憩午後3時06分 再開

○奥岩委員長 総務政策委員会を再開いたします。

議案第101号、鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川総合政策課長。

**○長谷川総合政策課長** 議案第101号、鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について説明いたします。

議案書のページは、101-12101-2ページでございます。この議案でございますけれども、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務の規約のうち、不燃物処理施設の設置及び管理運営に関する組合規約の一部変更につきまして、構成市町村の協議を地方自治法第290条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。規約変更の内容でございますけれども、不燃物処理施設の設置及び管理運営については、これまで西部広域では境港市を除く8市町村が共同処理をしておりまして、境港市は単独処理をしておりましたが、このたび令和14年度からの組合の廃棄物処理の基本構想につきまして、組合の構成市町村、境港市を含めまして全ての市町村が参加されるという表明がございました。これに従いまして、境港市に新たに不燃物処理施設の設置及び管理運営につきましても、境港市を加えた全ての市町村の共同処理事務をしようということで、所要の整備を行うものでございます。説明は以上です。

○奥岩委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

又野委員。

- **○又野委員** 一応、確認ですけれども、先ほど言われた西部広域の一般廃棄物の処理施設 の整備基本構想を進める上で、これは必要なことだということでよろしいんでしょうか。
- **〇奥岩委員長** 長谷川総合政策課長。
- **○長谷川総合政策課長** 基本構想につきましては、来年度、広域の予定でございますけれども、令和3年度から関連予算を計上することを予定されておられるということで伺っております。それに関しまして、必要な予算措置、それと分賦金の予算措置が必要だということで、その前段といたしまして、根拠となる規約変更を行うというものでございます。
- 〇奥岩委員長 又野委員。
- **○又野委員** そうしますと、あと、先に意見の表明になってしまうんですけれども、今回 の西部広域のごみ処理施設の基本構想ですけれども、このごみ処理の問題で今大事だと思っているのが、徹底した分別と再資源化だと考えています。それには住民の意見をしっか りと反映していかなければならないと思っていますけれども、今回の西部広域の基本構想 はまだそれは今後の検討事項だということであります。本来、毎日の生活で必ずごみは出てきますんで、その処理については、しっかりと住民の意見を反映しながら進めていかなければならないことだと考えておりますが、その点がまだこの基本構想は不十分だと思っておりますので、これを進めようとするこの議案については、反対を表明しておきます。
- **〇奥岩委員長** ほかございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○奥岩委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第101号、鳥取県西部広域行政管理組合規約を変更する協議について、原案のと おり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[養成者举手···安達委員、稲田委員、田村委員、戸田委員、西川委員、安田委員、 渡辺委員]

**〇奥岩委員長** 賛成多数であります。よって、本件については賛成多数で原案のとおり可 決すべきものと決しました。

次に、議案第102号、米子市伯耆古代の丘公園及び上淀白鳳の丘展示館の指定管理者 の指定についてを議題といたします。当局の説明を求めます。

山浦淀江振興課長。

〇山浦淀江振興課長 議案第102号、米子市伯耆古代の丘公園及び上淀白鳳の丘展示館の指定管理者の指定についてでございますが、令和3年3月31日をもって、現在の指定管理者の指定の期間が満了するため、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を一般財団法人米子市文化財団を指定管理者として指定するものです。以上で議案の説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○奥岩委員長 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。 又野委員。
- **○又野委員** 特に反対というわけではないんですけども、要望だけ。一般質問でも申し上げましたけれども、指定管理者の実態がどうなっているのか、提出された様式だけじゃなくてやっぱり実際にチェックをしていただきたいということと、働く人がより働きやすく、やりがいのあるような労働環境を米子市としても積極的につくっていただきますよう、これは要望で伝えておきます。以上です。
- ○奥岩委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

[「なし」と声あり]

- **〇奥岩委員長** ないようですので、質疑を終結いたしまして、これより討論に入ります。 [「なし」と声あり]
- ○奥岩委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第102号、米子市伯耆古代の丘公園及び上淀白鳳の丘展示館の指定管理者の指定 について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

**〇奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号、米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定についてを議題といた します。当局の説明を求めます。

山浦淀江振興課長。

- **〇山浦淀江振興課長** 議案第103号、米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定についてでございますが、令和3年3月31日をもって、現在の指定管理者の指定の期間が満了するため、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、引き続き株式会社白鳳を指定管理者として指定するものです。以上で議案の説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○奥岩委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○奥岩委員長 別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○奥岩委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第103号、米子市淀江温浴施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**〇奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、米子市淀江農林産物直売施設の指定管理者の指定についてを議

題といたします。当局の説明を求めます。

山浦淀江振興課長。

- 〇山浦淀江振興課長 議案第104号、米子市淀江農林産物直売施設の指定管理者の指定についてでございますが、令和3年3月31日をもって、現在の指定管理者の指定の期間が満了するため、新たに令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、引き続き本宮観光農事組合を指定管理者として指定するものです。以上で議案の説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○奥岩委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

**〇奥岩委員長** 別にないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○奥岩委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第104号、米子市淀江農林産物直売施設の指定管理者の指定について、原案のと おり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

**〇奥岩委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については全会一致で原案のとおり 可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

午後3時17分 休憩午後3時22分 再開

○奥岩委員長 総務政策委員会を再開いたします。

総合政策部から1件の報告を受けたいと思います。

米子市の市街化調整区域における地区計画の運用基準の一部改正について、当局からの 説明を求めます。

- **〇奥岩委員長** 相野都市創造課長。
- **〇相野都市創造課長** そうしますと、米子市の市街化調整区域における地区計画の運用基準の一部改正についての説明をさせていただきます。本運用基準につきましては、昨年の委員会において報告をさせていただき策定をしたものです。このたび、その一部を改正するように考えておりますので報告をいたします。

詳細につきましては、都市創造課の石原が説明をいたします。

- **〇奥岩委員長** 石原都市創造課係長。
- **〇石原都市創造課都市計画担当係長** 都市創造課の石原と申します。よろしくお願いいたします。まず、資料の確認をお願いいたします。全部で4枚になります。

昨年12月に市街化調整区域における住居系と工業系の地区計画の運用基準を策定した ところですが、このたび、この運用基準に地元企業支援型地区計画についての基準を追加 したので説明させていただきます。

では1枚目を見てください。概要の1、地区計画とはについて説明いたします。地区計

画は、都市計画の規制に上乗せをする地区計画と、市街化地調整区域の規制緩和としての地区計画がございます。規制緩和としての地区計画は、市街化調整区域においてコミュニティ維持や良好な都市環境の形成に寄与することを目的としています。そのため、どこでも地区計画ができるわけではなく、都市計画マスタープランに即した計画のみ実施可能となるものでございます。実際には、市街化調整区域で店舗や事務所などを建てるには、都市計画法の許可が必要ですが、業種や規模などが立地基準に該当しなければ許可はされません。しかし、今回の地元企業支援型地区計画を用いることで本来都市計画法の許可を得られない業種や規模であっても対象路線の沿線地区であれば建てることができるようになります。

次に、2のガイドライン策定の意義ですが、地区計画は現在でも民間事業者が提案し、都市計画審議会の審査を通れば実施できますが、先ほど説明したとおり、米子市のマスタープランや鳥取県の区域マスタープランに即した計画でなければ実現しません。民間事業者は時間と労力を要するため向かっていかないのが現状です。そこで、民間事業者に具体的な地区計画可能な範囲を示すため、昨年度住居系と工業系についての運用基準を策定し、そしてこのたび、地元企業支援型地区計画の基準を追加いたしました。

次に、3の地区計画の目的の(3)地元企業支援型について説明いたします。市街化区 域内の企業が事業を拡大しようとする際、市街化区域には空き土地が少ないため、調整区 域に土地を求める傾向が出てきている状況にあります。しかし、調整区域では、都市計画 法の許可が必要であり、業種や規模などが基準に該当する場合でなければ許可はされませ ん。そこで地元企業の発展を主として応援するため、調整区域の中でも市街化区域に隣接 し、かつ、幹線道路などが多く交通の利便性の高い事実上市街化区域とみなせる地区にお いて、地元企業に限定し企業主導による土地利用の促進を図ることを目的としております。 はぐっていただきまして、概要の裏を見てください。4に地区計画の活用類型を示して います。地元企業支援型地区計画ができる範囲は、指定する幹線道路の沿道地区となりま す。ここで2枚目の地区計画のイメージ図を見てください。左上に地元企業支援型地区計 画のイメージを載せています。茶色に塗られている道路が対象路線で、この対象路線の沿 道地区が地区計画できる範囲になります。具体的には3枚目の位置図を見てください。対 象路線を赤色の実線で示しています。市道安倍三柳線の今年度完成する部分については、 実線で示しています。赤色の破線は、道路整備完了後、対象となる路線です。青色の破線 で大まかに囲んでいる地区は、道路整備完了後、地区計画が可能となる区域です。青色の 破線で囲んでいる右側の地区は、現在、県道東福原樋口線の幅員が9.5メートル未満で あるため、9.5メートル以上に整備完了後、地区計画が可能となります。青色の破線で 囲んでいる左側の地区は、現在、農地の種別は1種農地であり、現段階では地区計画はで きません。しかし、県道東福原樋口線と市道安倍三柳線の破線の部分が完成し、1種農地 が分断されることにより、道路に囲まれた区画が10ヘクタール以下になれば2種農地と なり、地区計画が可能となります。概要に戻っていただいて、4の地区計画の活用類型の 表の下に共通事項が書いてあります。地権者の全員同意が必要であること、地区計画の区 域面積が 0. 5 ヘクタール以上であること、円滑な交通を維持することや流下能力を有す る水路や河川があることなどがあります。

次に、5の地区計画ガイドライン策定の効果について説明いたします。効果としては、

乱建ちを防ぎマスタープランに即したまちづくりができることや民間開発の促進などが挙 げられます。1番はガイドラインがあることで地区計画可能な範囲が明確になり、協議調 整が簡素化されることです。

6の地区計画の効果ですが、地元企業支援型地区計画では幹線道路の沿道にふさわしい 業務の利便性の増進を図ることができるようになります。

次に、4枚目の整備計画例を見てください。地区計画の区域面積は0.5~クタール以上、建築できるものは準工業地域で建築できるもののうち住宅系を除いたもの、2メートルの壁面後退、建築物の高さは13メートル以内、延床面積は1万平方メートル以内、緑地は敷地面積の3%以上などを表しています。基本的には、開発許可の手引に沿って開発をしていただきます。私の説明は以上です。

○奥岩委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの意見を求めます。

[「なし」との声あり]

○奥岩委員長 別にないようですので、以上で総務政策委員会を閉会といたします。

# 午後3時30分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務政策委員長 奥 岩 浩 基